

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
るときは、その
翌日)

目次

◆ 告 示 字の区域の変更(三件)

- 青少年に有害な図書類の指定
- 牛等の移入の禁止
- 土地改良法による換地処分
- 鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準の一部改正
- 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについて
の同意を求めるための発起人の届出

告 示

鳥取県告示第七十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定

に基づき、名和町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による香取地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十年一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和五十九年十一月二十一日現在の地番による。)
大字加茂字ヨゴ	大字加茂字ヨゴの全域
大字高田字上高丸	大字高田字上高丸二六七五から二六七八まで、二六七九の一、二六八〇の一
大字高田字上高丸	大字高田字上高丸のうち二六七五から二六七八まで、二六七九の一、二六八〇の一以外の区域

鳥取県告示第七十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、大山町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定によ

る香取地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十年一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和五十九年十一月二十一日現在の地番による。）
豊房字草谷原	豊房字草谷原の全域 豊房字草谷二〇五二の二〇三の一部 豊房字小平二〇五六の一の一部、二〇五六の二の一部
豊房字草谷	豊房字草谷のうち二〇五二の二〇三の一部以外の区域
豊房字小平	豊房字小平のうち二〇五六の一の一部、二〇五六の二の一部以外の区域

鳥取県告示第七十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、中山町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による香取地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十年一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和五十九年十一月一日現在の地番による。）
殿河内字池ノ峯	殿河内字池ノ峯のうち八一二の一の一部以外の区域 高橋字駄床九七六の二、九七六の三の一部 松河原字逢坂横手一四五五の一の一部、一四五五の二の一部
高橋字駄床	高橋字駄床のうち九七六の二、九七六の三の一部、九七六の六の一部以外の区域 高橋字上駄床九七七の一六の一部
高橋字上駄床	高橋字上駄床のうち九七七の一六の一部以外の区域 高橋字駄床九七六の六の一部 高橋字駄坂九七九の四、九七九の五、九八〇の一、九八五の一、九八六、九八七の一、九八八の三、九九四の一の一部、一〇二四の七
高橋字駄坂	高橋字駄坂のうち九七九の四、九七九の五、九八〇の一、九八五の一、九八六、九八七の一、九八八の三、九九四の一の一部、一〇二三の一の一部、一〇二四の一の一部、一〇二四の七以外の区域 高橋字池尾一〇五五の一部 松河原字尾原一四八〇の一の一部、一四八二の二の一部、一四八四の一の一部 松河原字岩伏一五五〇の一部
高橋字向駄坂	高橋字向駄坂の全域

高橋字東手飼尾	高橋字東手飼尾一〇四七の二の一部
高橋字東手飼尾	高橋字東手飼尾のうち一〇四七の二の一部、一〇四九から一〇五四まで、一〇五四の二以外の区域
高橋字池尾	高橋字池尾のうち一〇五五の一部、一〇五六の一部、一〇五七の二の一部、一〇五八の一部以外の区域
高橋字聖塚	高橋字聖塚の全域 高橋字東手飼尾一〇四九から一〇五四まで、一〇五四の二の一部、一〇五四の二
高橋字池尾	高橋字池尾一〇五七の二の一部、一〇五八の一部
松河原字逢坂横手	松河原字逢坂横手のうち一四五五の二の一部、一四五五の二の一部以外の区域 殿河内字池ノ峯八一二の二の一部
松河原字尾原	松河原字尾原のうち一四八〇の二の一部、一四八二の二の一部、一四八四の二の一部、一五三三の二の一部、一五三四の二の一部、一五三五の二の一部以外の区域 松河原字岩伏一五四三の二、一五四三の三の一部、一五四四の二から一五四四の四までの一部、一五四五の二の一部、一五四六の二、一五四六の三の一部、一六〇五の四の一部
松河原字岩伏	松河原字岩伏のうち一五四三の二、一五四三の三の一部、一五四四の二、一五四四の三から一五四四の四までの一部、一五四五の二の一部、一五四六の二、一五四六の三の一部、一六〇五の四の一部以外の区域 松河原字尾原一五三三の二の一部、一五三四の三の一部、一五三五の三の一部

指定番号	種別	題名	発行記号等	発行所名	表示された券類
1731	雑誌その他の刊行物	CENT 2月号 ジャゴ セックス・アド・ガイド	雑誌記号 0511 7-1	株式会社密會出版	
1732	"	トキサンデー 女の胸の うち知りたい 本番好きしっか りほめて	HK- 3-E	キョーダー出版	
1733	"	新末魔	FA- ヨ8	JOKER'S	

鳥取県告示第七十七号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十年一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

松河原字芋ヶ谷	松河原字芋ヶ谷一六〇六の二の一部 松河原字焼ヶ平一六五一の九の一部 高橋字駈坂一〇二三の二の一部、一〇二四の一部、一〇二四の二の一部 高橋字池尾一〇五五の一部、一〇五六の一部
松河原字焼ヶ平	松河原字焼ヶ平のうち一六五一の九の一部以外の区域 松河原字岩伏一五八六の二の一部、一五八七の三の一部

1734	"	一番危険なオナナ 一番危険なおんな	FA-ヨ9	JOKER'S
1735	"	TARGET 2月号 北米通信	雑誌 0595 7-2	辰巳出版株式会社
1736	"	SUGAR イケない性戯 甘番責め	SG-3-E	トライビジョン
1737	"	ムサシ 2月号 女子高生秘密オナニー	雑誌 0850 5-2	若生出版
1738	"	セクシーボトム 淫触姦	SB-2-E	アップル社
1739	"	先天性自慰魔 素顔のままです	FA-ス5	アリス出版
1740	"	フインガー VOL.1 輪姦考	FG-3-E	アリス出版
1741	"	月刊イブ VOI-22 死ぬ気で読め 死ぬまでアレが好き	EY-2-E	アリス出版
1742	"	肉棒結合 悪魔にキッス	FA-ス7	キャロル出版
1743	"	スウィート Sweet	不明	旬スバル出版販売
1744	"	POT 第1集 ポット	1018	旬総合企画サー
1745	"	オレソソ通信 2月号 鮮度120%ピエオ	雑誌 コ 1 021 89-2	株式会社東京三 社
1746	"	SM大全集 戯れドリーミン	FA-ス6	Do 企画
1747	"	処女腰破瓜 クレーシヨノロフ	FA-ス9	Do 企画
1748	"	月刊此 第7号 やりたい時がやる時 乱れたい少女	ES-2-E	土曜出版新社
1749	"	GAL SOFT 本ナマ少女大集合!!	GS-2-E	磯土曜出版新社

1750	"	Hheel LOVE GAME	HH-3-E	土曜出版新社
1751	"	オナニー百科 ひとりよがり	ZD-2-E	磯土曜出版新社
1752	"	少女白書 桃尻選戯	SH-3	トライビジョン
1753	"	扉をひらいて	EI-L2	HOT・DOG
1754	"	直情愛	EI-T1	HOT・DOG
1755	"	ピエナスクランブル 「気持ちいいんだもん」	VS-3-E	磯ピケン
1756	"	RORO 2月号 ペンチイ97枚放出!!	雑誌 0973 7-2	辰巳出版株式会社
1757	"	フアンタジープレイス 2月号 ギヤールの教則本	雑誌 コ 1 178 31-2	磯YOU
1758	"	フエトキッス 血し、開花する二人だけの秘密夢みる愛の物語	不明	磯キャロル出版

鳥取県告示第七十八号

炭その防に関する規則(昭和三十年一月鳥取県規則第四号)第一条の規定に基づき、牛、馬、めん羊、山羊、豚、それらの死体又は炭その病原体をひろげるおそれのある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和六十年一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

神戸市西区若園町の区域

鳥取県告示第七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る香取地区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十年一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八十号

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準（昭和五十五年一月鳥取県告示第六十号）の一部を次のように改正する。

昭和六十年一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一経営等改善資金の表燃料油消費節減機器等設置資金の項貸付対象の欄に次のように加える。

三 潤滑油性状維持装置

第一経営等改善資金の表燃料油消費節減機器等設置資金の項貸付限度額の欄中「百二十万円」の下に「潤滑油性状維持装置を設置する場合にあつては一台につき十万円」を加え、同表救命消防設備購入資金の項貸付対象の欄中四を五とし、三の次に次のように加える。

四 救難用レーダー応答器

鳥取県告示第八十一号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百八条の二第二項に規定する同意を求めることについて発起人になろうとすることに係る届出があつたので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届 出 事 項		漁業者調査の縦覧	
発起人になろうとする者の住所及び氏名	加入区	漁業の区分	場 所
気高郡気高町大字 八束水一五六一 芳 尾 力	浜村加入区	漁業災害補償法 第百四条第二号 に掲げる漁業	浜村漁業 協同組合
気高郡気高町大字 八束水二七〇六 浜 田 忠			
気高郡気高町大字 八束水二七〇六 谷 口 征 治			
			期 間 昭和六十年一 月二十九日か ら同年二月十 二日まで